

NEC真空硝子で60才以降も働き続けたい 雇用延長で労働審判へ申立て！

NEC真空硝子(株)本社地区で働く鈴木喜美子さんは、「60才以降も働き続けたい。雇用延長をかなえてほしい」と、横浜地方裁判所へ労働審判の申立てを12月22日に行いました。

標準に達していないと、拒否される

鈴木さんは、雇用延長を希望しましたが、会社は「標準に達していない」と拒否しています。会社がいう「標準」とは、「直近で2年連続して昇給額が標準を下回っていないこと(06年、07年の場合は800円以上の昇給額)」をさし、鈴木さんの昇給額はいずれの年も400円でした。月収の0.3%にも満たない800円の昇給額で雇用延長ができて、400円の人ができない制度とは、いったいどのような意味をもつのでしょうか。

電機で最低・最悪のNECの雇用延長制度

NEC真空硝子は

もっとひどい！

雇用延長60才から
給料5割カット

56歳から
給料2割カット
NEC

成績標準以上
NEC真空硝子



おかしい、鈴木さんへの査定

鈴木さんは、1970年4月に入社して以来、欠勤したことは1度もなく真面目に働いており、スムーズに担当業務もこなしてきました。また、職場環境の改善や労働条件の向上など、働きやすい職場をつくるために、若い時代から労働組合活動も熱心に取り組んできました。NEC真空硝子では、約50名の女性従業員が働いていますが、主任以上の女性は1名もいません。女性の能力を評価できない、女性差別がまかり通る会社なのです。

これでは、鈴木さんを含めて女性に対する評価が正当なものにならないことは明白です。

原則は希望者全員の雇用延長を求める...厚労省

雇用延長制度は、厚生年金の支給開始が60才から65才に引き上げられるのに伴い、義務づけられた制度です。このように、年金が支給されない期間の収入を保障するための制度ですから、厚生労働省は「原則は希望者全員を対象とする制度の導入を求め」ています。希望するのを妨げない、選別規定を設けないのが法の趣旨です。

「希望者全員を対象としない場合は、協定を締結しない」電機連合

電機連合は2009年度の運動方針として、雇用延長の適用者については「希望者全員を対象としない協定は、締結しない」という、法の趣旨に合致した方針を掲げています。

NECグループ各社は、すでに雇用延長に関する「労使協定」がありますが、職場世論を高めて、電機連合の方針にもとづく改正を行い、さらには、56才からの賃金・一時金の20%カットも無くしていきましょう。

3月4日、電機ユニオンが団体交渉を行います

電機ユニオンは1月26日、鈴木さんの雇用延長問題でNEC真空硝子へ団体交渉を申し入れ、3月4日に団体交渉が行われることになりました。NEC真空硝子が、鈴木さんの雇用延長問題でどのような姿勢を示してくるかが問われる団体交渉になります。会社が誠実な対応をとるよう、職場内外からの注目と監視をお願いします。

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください。

NECグループでの職場の問題、声、労働者の
たたかいを知りたい方は、
下のELICNECホームページにいますぐアクセス！
<http://www.elicnec.com/>

アクセス
25万件

一人で悩まず、
まずは相談を！
電機ユニオンに入り、
解決した事例が沢山
生まれています。

雇用問題・リストラなどで困ったときは
一人でも入れる 電機ユニオン へお気軽にご相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org